

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県岡崎市柱町字下荒子57番地1

氏 名 中部保全 株式会社

(法人にあつては名称) 代表取締役 近藤 敬道
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 中 根 康 浩



許可の年月日 令和 6年 4月 2日

許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1 事業の範囲

ごみ、し尿（岡崎市一般廃棄物処理実施計画の市指定区域による。）、浄化槽汚泥
以上 3品目

2 許可の条件

本市域外において収集した一般廃棄物を本市ごみ処理施設に搬入しないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定による他の地方公共団体から委託を受けて、当該他の地方公共団体の区域内において収集した一般廃棄物を本市ごみ処理施設において処分する場合
- (2) 災害により本市域外で発生した廃棄物のうち市長が特に認めたものを本市ごみ処理施設において処分する場合

3 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 4月 2日 更新